

# セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

## セルフメディケーション税制とは

健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして、「一定の取り組み」を行なっている個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために一定額以上「スイッチOTC医薬品(医療用として使用されていた医薬品を有効成分や服用方法、容量が全く同じまま市販されている医薬品)」を購入した場合、所得控除(医療費控除)を受けることができます。

●控除額(上限88,000円) = スイッチOTC医薬品購入費 - 12,000円

ただし、一定の取り組みを行った費用については、控除対象となりません。セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となるため、従来の医療費控除との併用はできません。

一定の取り組みは以下のものです

※申告される方と生計を一にする配偶者その他親族が「一定の取り組み」を行っていることは要件とされていません。

- ① 保険者(健康保険組合等)が実施する健康診査(人間ドック、各種検診等)
- ② 市町村が健康増進事業として行う健康診査(生活保護受給者等を対象とする健康診査を含む)
- ③ 予防接種(定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種等)
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断(事業主健診)
- ⑤ 特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導
- ⑥ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

## セルフメディケーション税制の申請に必要なもの

<p>スイッチOTC医薬品の購入費がわかるレシートまたは領収したものを証する書類(領収証等) (右記①～⑤すべてが記載されたもの) ※事前に領収書をまとめ、明細書を作成してからお越しください。作成されていない場合は相談の受付ができません。</p>	<p>①商品名 ②金額 ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨(ドラッグストア等で購入された場合には、レシートに★印や▼印等が付されています) ④販売店名 ⑤購入日</p>
<p>一定の取り組みを行ったことの証明書 (右記のいずれかひとつ(原則、原本を添付)) ☆申告される方が適用を受ける年分に取組んだものであること。 ※添付の省略はできません。お気をつけください。 ☆健診・検診の結果通知はコピーでも可 ※結果部分については、黒塗りされてあっても可</p>	<p>①インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書または予防接種済証 ②市町村のがん検診の領収証または結果通知表 ③職場で受けた定期健康診断の結果通知表 ☆「定期健康診断」または「勤務先名称」の記載が必要 ④特定健康診査の領収証または結果通知表 ☆「特定健康診査」または「保険者名」の記載が必要 ⑤人間ドックやがん検診を始めとする各種健診(検診)の領収証または結果通知表 ☆「勤務先名称」または「保険者名」の記載が必要</p>

## 日野町役場で相談を受け付け出来ないもの (下記所得は税務署で申告してください)

- ①譲渡所得 土地・建物の売買や株式の取引による収入等の申告
- ②配当所得 上場株式の配当などで申告分離課税を選択したもの
- ③青色申告
- ④準確定申告 平成30年中に亡くなられた人の申告
- ⑤先物取引・FX(外国為替証拠金取引)
- ⑥過年分(平成29年分以前の申告)
- ⑦その他内容が複雑なもの  
(住宅ローン控除、雑損控除など)

## 譲渡所得を有する場合の確定申告について

今年度(平成30年分)から税務署の指導により「分離課税方式(株を売った際の譲渡所得や土地や建物を売却したときの譲渡所得等)」で課税を行うものについては、日野町役場で相談を受付けることが出来なくなりましたので、近江八幡税務署もしくはe-taxにより申告を行っていただきますようお願い致します。

また、譲渡所得以外でも左記に該当するものについては日野町役場で相談を受付けませんのであらかじめご理解・ご協力をお願いします。

◆問い合わせ先 税務課 住民税担当 ☎0748-52-6570

# みんなで支えあう 国民健康保険

## 医療費が高額になったときは、高額療養費制度が使えます

高額療養費は、医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた金額を国保で負担する制度です。(ただし、保険適用とならない診療や、入院時の差額ベッド代、食事代等は支給対象となりません)

自己負担限度額は、70歳未満の方と、70歳以上の方(後期高齢者医療制度対象者を除く)で異なり、また世帯の所得区分によっても異なります。

**70歳未満の方** 同じ方が同じ月に、同じ医療機関に支払った自己負担額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。

所得要件※1	自己負担限度額	
	年3回目まで	年4回目以降※3
901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
210万円以下	57,600円	
住民税非課税※2	35,400円	24,600円

**70歳以上の方** 同じ月に医療機関に支払った金額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。

平成30年8月から

※平成30年8月から自己負担限度額が変わりました。平成30年7月までの自己負担限度額については、担当までお問い合わせください。

所得区分		自己負担限度額			
		外来 [個人単位]		外来+入院 [世帯単位]	
		年3回目まで		年4回目以降※3	
現役並み 所得者※4	課税標準額※6 690万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円	
	課税標準額※6 380万円超	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円	
	課税標準額※6 145万円超	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円	
一般		18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円		
住民税 非課税	Ⅱ※2	8,000円	24,600円		—
	Ⅰ※5		15,000円		—

- ※1 同一世帯のすべての国民健康保険被保険者の年間基準所得額。
- ※2 同一世帯の世帯主およびすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税の方。
- ※3 過去12か月の間に同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けたときの自己負担上限額。
- ※4 同一世帯に一定所得(145万円)以上の70歳以上の国民健康保険加入者がいる世帯。
- ※5 同一世帯の世帯主およびすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない方。
- ※6 課税標準額とは、地方税法上の各種所得控除後の所得。



### 【同じ世帯で合算して限度額を超えたとき】

1つの世帯で同じ月内に21,000円以上の一部負担金を医療機関等の窓口で2回以上支払い、その合計額が自己負担限度額を超えた場合は、その超えた分を支給します。家族の分だけでなく、同じ人が別の医療機関で支払った場合も合算できます。

### 確定申告の前に確認を！

高額療養費の申請には、医療機関の領収書が必要です(領収書の原本はお返しします)。確定申告の医療費控除に領収書を提出される前に、高額療養費の該当になっていないか、今一度確認されることをおすすめします。

高額療養費の申請をする場合は、医療機関の領収書、印鑑(スタンプ式でないもの)、世帯主の名義の通帳、手続きに来られる方の身分証明書、世帯主および手続きに来られる方のマイナンバー(個人番号)がわかるものをお持ちください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584